

【 説明会における質問と回答 】

番号	質問分類	公募設置等指針 該当箇所	質問内容	回答
1	公募対象公園施設の条件 設置に関する事項	p.3 p.7	1. (2) 6) 2. (3) 1) ⑦,⑨	・ 小幡緑地魅力向上委員会を始め、ボランティア活動団体等との調整状況はどうか？ ・ 公募前から意見交換をしており、活動団体からの意見は公募設置等指針に反映しています。 ・ 具体的には、「必須提案対象区域の木をあまり切らないでほしい。」との意見に対しては、「⑦ 土地の改変及び樹木の伐採等は、必要最小限としてください。」と記載しています。 ・ また、「公募区域周辺に希少植物が自生するため気を付けるように。」との意見に対しては、「⑨ 公募区域周辺には、希少植物も自生するため、整備を行うにあたっては、希少植物の保全に努めてください。」と記載しています。 ・ さらに、ボーイスカウト等の活動団体から「火の使えるところがない。」との意見については、利用者ニーズの「キャンプ場・BBQ場」に含まれると解釈しています。
2	法的な土地利用規制	p.5	2. (2) 3)	・ 建物の高さ制限はあるか？ ・ 当該区域は、第一種風致地区となっており、建物の高さは10m以下に規制されます。
3	公募対象公園施設の条件 設置に関する事項	p.7	2. (3) 1) ⑩	・ 既設駐車場を拡張する予定はあるか？ ・ 現時点では、拡張の予定はありません。
4	公募対象公園施設の条件 設置に関する事項	p.7	2. (3) 1) ⑩	・ 既存駐車場を立体化することは可能か？ ・ 既存駐車場は、今回の公募区域ではないので、立体化は不可能とします。 ・ なお、公募区域内に設置することは可能ですが、その際は、高さ制限等が記載されている法令や管理運営面の提案条件を満たしてください。
5	使用料の額の最低額	p.10	2. (5)	・ 使用料の根拠を教えてください。 ・ 「愛知県都市公園条例」及び「都市公園使用料の細目料金」に規定された金額を適用しています。
6	公募への参加資格等	p.16	4. (1) 1)	・ 「提案内容と同種の形態で営業している実績」とは、どこまでを同種と捉えてもらえるか？ ・ Park-PFI制度を活用した事業が対象になるか？ ・ 例えば、恐竜の施設とカフェを提案した場合は、恐竜の施設とカフェの実績が必要になるか？ ・ Park-PFI制度を活用した事業実績や、公園での事業実績ではなく、便益施設であれば便益施設、遊戯施設であれば遊戯施設の営業実績を同種として捉えています。 ・ 例えば、恐竜の施設とカフェを提案する場合は、遊戯施設と便益施設の実績が必要となります。
7	公募への参加資格等	p.16	4. (1) 1)	・ 「提案内容と同種の形態で営業している実績」は、建設中や営業開始直後の事業でも実績となるか？ ・ 実績期間については、四季を通じて安定した運営体制かどうかを判断材料としたいため、営業開始後1年以上を目安としてください。
8	事前審査	p.21	4. (3) 2)	・ 提案が6者以上あった場合の事前審査は、選定委員が行うのか？それとも、違う評価者が行うのか？ ・ 提案が6者以上あった場合の事前審査は、事務局である県の職員が評価を行い、その結果については委員会へ諮ることとしています。
9	公募対象公園施設の条件 設置に関する事項	-	-----	・ 既設の四阿や遊具はどう扱えばいいか？ ・ 事業者側で補修や改装をしても良いか？ ・ 既存の公園施設(建築物もしくは工作物)は、原則として残すこととさせていただきます。 ・ ただし、事業者が、補修または改修を行い使用することは可能とします。その際は、事業者が管理する施設となりますが、建築物かどうかで使用料が異なるので注意してください。
10	公募対象公園施設の条件 設置に関する事項	-	-----	・ 建築確認申請における接道要件や敷地については、どう考えればよいか？ ・ 建築確認申請については、公園全体でも、公募区域のみでも、接道要件を満たすため、申請時に相談してください。
11	公募対象公園施設の条件 設置に関する事項	-	-----	・ 都市公園における建築面積については、どう考えればよいか？ ・ 都市公園法で規定されている建築面積については、小幡緑地の供用面積を敷地面積として算定してください。

【 質問書に対する回答 】

番号	質問分類	公募設置等指針 該当箇所	質問内容	回答
1	公募対象公園施設の条件 設置に関する事項	p.7	2. (3) 1) ⑨	・ 希少植物名と自生地を教えてください。 ・ 公募区域外にマメナシがあります。 ・ 公募設置等予定者となった事業者の方へは情報提供します。
2	公募対象公園施設の条件 設置に関する事項	p.7	2. (3) 1) ⑬	・ 給排水・電気設備の埋設管等はないと了解して良いか？ ・ 公募区域内に給水管と電気設備が埋設されています。(別図参照)
3	公募対象公園施設の条件 管理運営に関する事項	p.8	2. (3) 2) ⑫	・ 焚き火、もしくは炭火の使用は、事業者もしくは来場者それぞれ可能か？ ・ 愛知県都市公園条例においては、「指定された場所以外の場所でたき火をすること。」を禁じていますが、焚き火や炭火使用を含む公募設置等計画を認定した場合は、当該行為は可能となります。
4	公募対象公園施設の条件 管理運営に関する事項	p.9	2. (3) 2) ⑭	・ コンサートなどのイベント開催の時間制限はあるか？ ・ イベントの内容によります。 ・ 周辺への影響等を踏まえ、事業者と県及び指定管理者との協議により決まります。
5	管理運営に関する事項	p.8	2. (3) 2) ⑬	・ 駐車場は有料とすることは可能か？ ・ 「施設利用料金に含める」とはどういう意味か？ ・ 新設する駐車場を有料とすることは可能ですが、隣接する大駐車場を無料運営しているため、収益施設利用者が大駐車場を利用しないような措置を併せて提案してください。 ・ 「施設利用料金に含める」とは、無料駐車場が隣接していると、無料駐車場を利用することが想定されるため、駐車場利用料金相当の額を収益施設の利用料に上乗せした施設利用料金を設定する等の配慮をお願いしたいという意図です。
6	使用料の額の最低額	p.10	2. (5)	・ 仮設もしくは常設の設置物の専有面積と了解するが、来場者がイベント等で歩行する場合は全体面積となるか？ ・ 使用料の対象となる区域については、必須提案施設及び任意提案施設として常時使用する区域、並びに、それらに付随する特定公園施設として設定した区域(以下、「管理区域」とします。)になります。 ・ イベントを管理区域外で実施する場合は、イベント期間のみ別途その区域の使用料が発生します。
7	公募への参加資格等	p.16	4. (1) 1)	・ 「提案内容と同種の形態で営業している実績」は、いつの時点をもって実績となるか？ ・ 実績期間については、四季を通じて安定した運営体制かどうかの判断材料としたいため、営業開始後1年以上を目安としてください。
8	公募対象公園施設の条件 設置に関する事項	-	-----	・ 使われない施設(危険物)の撤去をお願いできるか？ ・ 既存公園施設については、県は撤去しませんが、事業者が撤去することとして提案に含めることは可能です。